

運動部活動における制限緩和に係る方針新旧対照表

(新) 令和2年7月29日版	(旧) 令和2年7月9日版
<p><活動制限緩和の予定> (一覧表へ追加) (段階)</p> <p><u>※ただし、県が設定する「特別感染警戒地域」「重要感染警戒地域」「感染警戒地域」で開催される大会へ参加する場合には、感染予防に万全の注意を払うこと。なお、合同練習、合宿、練習試合を「特別感染警戒地域」「重要感染警戒地域」の学校との実施については緊急性を要しない場合は控えること。実施が必要な場合は、より特段の感染防止対策を徹底した上で実施すること。</u></p> <p>(期日) <u>8月1日(土)～</u></p>	
<p><練習試合及び大会参加について></p> <p>・<u>県外への遠征及び県内への受入れについては、中国、四国、関西とする。ただし、県が設定する「特別感染警戒地域」「重要感染警戒地域」「感染警戒地域」で開催される大会へ参加する場合には、感染予防に万全の注意を払うこと。なお、合同練習、合宿、練習試合を「特別感染警戒地域」「重要感染警戒地域」の学校との実施については緊急性を要しない場合は控えること。実施が必要な場合は、より特段の感染防止対策を徹底した上で実施すること。</u></p>	<p><練習試合及び大会参加について></p> <p>・<u>県外への遠征及び県内への受入れについては、中国、四国、関西とする。ただし、相手側の県の緩和状況を確認し認められる場合のみ許可する。また、県が設定する「特別感染警戒地域」「重要感染警戒地域」「感染警戒地域」に遠征等をする場合には、感染予防に万全の注意を払うこと。</u></p>